

第 4 1 5 回
令和 5 年度第 1 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 5 年 6 月 1 5 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和5年6月15日(木) 9:56 ~ 10:30

2 場 所 札幌第一合同庁舎 10階共用第3・第4会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、蛭川委員
労働者委員 石田委員、金子委員、藤田委員、山田委員、和田委員
使用者委員 片岡委員、桑原委員、柄目委員

【事務局】 友藤労働局長、高橋労働基準部長、牧野賃金室長、杉山室長補佐、
川村賃金指導官、小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 令和5年度北海道地方最低賃金審議会の会長及び会長代理の選任について
- (2) 北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程について
- (3) 特定最低賃金の改正決定の意向表明状況及び今後の審議日程について
- (4) 運営小委員会の設置及び委員の選出について
- (5) 事業場実地視察について
- (6) その他

5 議事内容

○杉山室長補佐

出席予定の皆様がおそろいになりましたので、第1回目の令和5年度北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、本年4月1日より事務局に異動がありましたので、報告させていただきます。

労働基準部長として佐藤の後任として着任しました高橋です。

○高橋労働基準部長

高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉山室長補佐

次に、賃金室長として横溝の後任となります牧野です。

○牧野賃金室長

牧野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉山室長補佐

最後に、賃金室長補佐の龍瀧の後任となります杉山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、第50期北海道最低賃金審議会委員として新たに任命された委員が5名いらっしゃいますので、ご紹介いたします。

配付資料 1の委員名簿(50期)を御覧ください。

公益側代表委員の蛭川隆介委員。

○蛭川委員

蛭川です。よろしくお願ひします。

○杉山室長補佐

労働者側代表委員の石田祐土委員。

○石田委員

石田と申します。よろしくお願ひします。

○杉山室長補佐

藤田鉄平委員。

○藤田委員

よろしくお願ひします。

○杉山室長補佐

使用者側代表委員の片岡直之委員。

○片岡委員

片岡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉山室長補佐

中畑雅幸委員です。中畑委員は、本日、残念ながら都合により出席されておられません。

本日は、公益委員の國武委員、使用者側代表委員の中畑委員と藤原委員の3名が都合により欠席となりましたが、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員全体の3分の2以上または公労使委員のそれぞれ3分の1以上の出席の要件を満たしていますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は、第50期北海道最低賃金審議会委員の任命後初めての審議会となりますので、会長が選任されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

最初に、北海道労働局長の友藤よりご挨拶を申し上げます。

○友藤労働局長

おはようございます。北海道労働局長をしています友藤でございます。昨年4月からこちらの労働局長を拝命しております、2年目ということでございます。

昨年、地域別最低賃金につきましては過去最高の引上げということになりましたが、昨年度は中央最低賃金審議会の目安答申が非常に遅れたということもございまして、本地方最低賃金審議会の運営にも大きな影響があったわけですが、そうした中で昨年答申をいただいたということで、委員の皆様方に大変ご苦労をおかけしたような状況になっております。

今年度の審議会につきましては、新たな委員の皆様方もお迎えしてこれから審議をしていただくわけですが、報道等によりますと、経済回復傾向ということもございまして、一方で物価上昇ということもございまして。

賃金引上げの方向ということもいろいろ言われておりますが、北海道においてこういった情勢になっていくのか、北海道の賃金状況あるいは経済の動向等も含んでの地域に密着したご議論をぜひお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、私からのご挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○杉山室長補佐

ありがとうございました。

それでは、引き続き、議事次第(1)の審議会会長及び会長代理の選出に進めさせていただきます。

最低賃金法第24条第1項及び第2項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから委員により選出することとなっております。

公益代表委員の方で、推薦などありますでしょうか。

○岩波委員

はい。

○杉山室長補佐

お願いいたします。

○岩波委員

前期同様に、亀野委員を会長、國武委員を会長代理として推薦させていただきます。

○杉山室長補佐

ただいま、会長に亀野委員、会長代理に國武委員を推薦いただきました。

ほかに、ご推薦またはご意見等ありますでしょうか。

「なし」

○杉山室長補佐

なければ、亀野委員を会長、國武委員を会長代理として承認いただけますでしょうか。

「異議なし」

○杉山室長補佐

ご承認いただきましたので、会長を亀野委員、会長代理を國武委員にお願いいたします。

それでは、会長及び会長代理が選任されましたので、ここからの議事進行を会長にお願いすることといたします。

亀野会長、よろしくお願いいたします。

○亀野会長

前期に引き続きまして、第50期の会長に選任されました亀野でございます。前年度同様、皆様のご協力を得まして審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○亀野会長

審議に先立ちまして、北海道最低賃金審議会運営規程第7条に基づきまして、議事録を作成することとなっております。

会長と労働者代表委員及び使用者代表委員から各1名が署名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、労働者代表委員から石田委員、使用者代表委員から片岡委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○亀野会長

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

まず、議事次第(2)「北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○川村賃金指導官

賃金指導官の川村でございます。今年もよろしくお願いいたします。

それでは、私から今後の北海道地方最低賃金審議会の開催予定について説明したいと思います。

まず、お配りしています資料 2、3 ページを御覧ください。

「令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」でございます。こちらの向かって左側、答申が例えば8月1日の場合、異議申出の締切りが15日後の8月16日、8月28日が官報公示、最短の効力発生が9月27日となります。

10月1日発効とするためには、8月7日・月曜日に答申をしなければならないということになります。昨年は、8月8日に答申がありまして、10月2日に発効となりました。

以上から、今後の北海道地方最低賃金審議会につきましては、7月7日・金曜日、合同庁舎10階会議室にて第2回審議会の開催を予定しております。

その後は、あくまで現時点の予定となりますけれども、7月31日・月曜日、合同庁舎10階会議室において第3回審議会を開催しまして、ここで中央最低賃金審議会の目安の答申を伝達させていただくとともに、10月1日に発効させるためには8月7日・月曜日に第4回審議会を開催して、北海道労働局長宛ての答申を行いたいと考えております。

なお、予定どおり答申がなされた後に異議申出があった場合には、8月23日に第5回審議会を開催するという流れになっております。

委員の皆様におかれましては、ご多忙と存じますが、審議へのご協力につきましてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○桑原委員

よろしいですか。

○亀野会長

はい。桑原委員、お願いします。

○桑原委員

発効日の関係なのですが、使用者側につきましては10月1日ありきでは考えていません。皆さんご承知のように、既に配偶者を持つパートタイム労働者の就業調整の問題が深刻化しております。年末にかけて多発する就業調整、最低賃金の発効が10月ということにも起因していると考えております。問題の背景も含めまして、今年度、発効日についても議論させていただきたいと思っております。

また、先ほど発効日につきまして事務局から10月1日を目指す旨の説明があ

りましたが、あくまでも発効日は公労使が議論して決めることを明確にしていた
だきたいと思います。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

○山田委員

よろしいですか。

○亀野会長

はい。山田委員。

○山田委員

今、発効日の関係で使用者側委員から発言がございましたが、労働者側の考
えとしては、あくまでもこれは組織されていないところの春季生活闘争ではありま
せんが、賃上げを基本として、それでなくても通常であれば企業は4月1日から
賃金が上がると。組織されているところは間違いなく上がっていくというような
状況になっております。最低賃金近傍で働いている方々に影響を及ぼすのが、1
0月1日であっても半年遅れるような状況でございます。それを、少しでも早く
というのが労働側の主張でございます。

また、これ以上遅らせる、または資金の関係でございましょう。それは、もと
もと、金額は別としても、基本的には最低賃金の改定があるということで前もっ
て準備すれば、そこまでの理由にはならないのではないかとこのように考えます。
できる限り10月1日を目指して審議を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

今の点、何かございますか。

○桑原委員

そういったことも含めて議論させていただければと思います。

○亀野会長

多分ここで結論が出る話ではございませんので、こういう点も踏まえまして、
この審議会あるいは専門部会のほうで議論させていただくということでよろしい
でしょうか。

「はい」

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、先ほど事務局のほうからおおよその目安的な日程のご説明がございましたので、今後の日程の確保と円滑な審議につきまして委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○亀野会長

次に、議事次第の(3)番に入りたいと思います。特定最低賃金の改定意向表明状況の報告及び審議日程についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○杉山室長補佐

それでは、事務局より説明させていただきます。

配付資料 5を御覧ください。15ページとなります。

北海道において、「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」「鉄鋼業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」の4業種について特定最低賃金が定められています。その全ての業種において改定の意向表明が出されている状況です。

今後、関係労使から特定最低賃金の改正決定の申出がありましたら、その内容について速やかに申出等の審査確認を行ってまいります。

今後の流れといたしましては、7月31日・月曜日開催予定の第3回審議会において改正の必要性の有無の諮問を行い、8月7日・月曜日開催予定の第4回審議会において改正の必要性の有無の答申、改正の必要があれば金額改定の諮問をするという流れになります。

以上です。

○亀野会長

はい。どうもありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

現時点でこういう予定だということですね。第3回審議会において改正の必要性の有無の諮問を行って、第4回で答申すると。今のところそういう流れだということですね。

はい。分かりました。ありがとうございます。

では、そのように進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○亀野会長

続きまして、議事の(4)番でございます。「運営小委員会の設置及び委員の選出について」になります。

これまでは、北海道地方最低賃金審議会運営規程第3条の定めによりまして、本審議会の下に運営小委員会を設置し、特定最低賃金改正の必要性、参考人からの意見聴取の要否及び金額審議を行う専門部会の開催日程等の審議を行ってまいりました。

今年度も運営小委員会を設けたいと思っておりますが、そのような方針でよろしいでしょうか。

「はい。」

○亀野会長

では、運営小委員会を設けるということで進めてまいりたいと思います。

次に、運営小委員会の委員の選出に移りたいと思います。

公労使各側から事前に委員候補者の推薦をいただいていると伺っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○川村賃金指導官

運営委員会を設置することになった場合の候補者につきましては、公益代表委員から岩波委員、亀野委員、國武委員、労働者代表委員から藤田委員、山田委員、和田委員、使用者代表委員から片岡委員、桑原委員、柄目委員の推薦をいただいております。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、北海道地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定によりまして、私から次のとおり運営小委員会の委員を指名させていただきます。

公益代表から岩波委員、私、亀野、國武委員の3名、労働者代表から藤田委員、山田委員、和田委員、使用者代表から片岡委員、桑原委員、柄目委員を運営小委員会の委員として指名いたします。

委員となられた方につきましては、よろしくお願いいたします。

なお、運営小委員会は、本日の審議会終了後10分程度の休憩を挟みまして、引き続きこの場所で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

運営小委員会の規程につきましては、資料12にありますので、参考にいただければと思います。

○亀野会長

次に、議事次第（５）「事業場実地視察について」でございます。

審議会における調査審議のため、事業場に直接赴きまして実地調査をこれまで行ってまいりましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の問題があったため見送りとさせていただきました。今年度につきまして、実施の有無及び実地視察先についてご意見をお願いしたいと思います。

今年度につきましては、事務局のほうで事前にアンケート形式の意見収集を行っていただきましたので、過去の実施状況と併せまして意見収集結果の説明をお願いいたします。

○川村賃金指導官

川村のほうから説明いたします。

資料 13、45ページを御覧ください。こちらが、平成20年～令和元年までに実施しました事業場実地視察状況一覧表になっております。

今回、各委員にお願いして実施しました意向調査の結果につきましては、資料14、47ページに記載がございます。

実施に係る意見をいただいた内容につきましては、「実施する」2名、「実施しない」1名、「どちらともいえない」1名となっており、この調査結果だけでは審議会委員の皆様の意向を把握するまでには至っていないと判断しておりますので、この場で実施の有無及び実施する場合の実地視察先の業種等につきまして審議、ご判断をお願いいたします。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

事前に意向調査をしていただきましたが、意見が分かれているということで、この場で、最低でも実施するかどうかを決めたと思います。

様々なご意見があると思いますが、いかがでしょうか。

○山田委員

いいですか。

○亀野会長

はい。山田委員、お願いいたします。

○山田委員

事業場の実地視察は、基本は、やはり実施すべきなのだろうと思っているのですが、受入先が、5類に変わったからといって、すぐに外部の人間を自社に入れ

るものか、ちょっと判断がつきづらいと思っています。

例えば、今まで工場見学等で組んでいるようなところがあって、それもきちんとおおむね実施しているような状況であれば、企業側も受入れの体制がだんだん整っているのだなと判断できるのであれば実施したほうがいいと思いますし、まだまだその辺が再開しないということであれば、やはり外部からそこに行くというのははばかれるのではないかと私は思っております。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

和田委員、お願いします。

○和田委員

5月8日に5類に変更になったコロナウイルス感染症なのですが、私そちらのほうの有識者会議にも出席をしている立場から申し上げますが、現在は定点観測による実態把握というふうに移っているのですが、残念ながら、地方においてはクラスターがまだ発生をするような状況に現実的になっています。したがって、その定点観測は不確かな部分もあると言わざるを得ません。

したがって、札幌市内においても、地方であっても、施設を見学するということは、とりわけその会社を運営する方々にとってリスクになるということは、これは間違いないことだと私も思っておりますので、私の立場からもこれは慎重にすべきだと考えておりますので、ご意見申し上げます。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○藤田委員

よろしいですか。

○亀野会長

はい。藤田委員、お願いします。

○藤田委員

私どもの加盟組合の状況をちょっとお話しさせていただくと、和田さんのお話もありましたが、やはりまだ流行が一部ある企業様も結構多くて、組合の役員をやられている方も実際感染をされているようなことも聞いておりますので、なかなか企業側の受入れも状況としては厳しいのではないかと現状としては考えてお

りますので、その辺は考慮すべきではないかと思っております。
以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

○桑原委員

よろしいですか。

○亀野会長

はい。桑原委員、よろしく申し上げます。

○桑原委員

山田委員と全く同感で、私も、やれるならやったほうが良いということで、今回のアンケート調査でも、やったほうが良いのではないかという回答はさせていただきました。

ただ、その前提条件は、受入れを問題なくしていただける企業があればということでしたので、今皆さんのお話を聞いていると、やはりまだまだ難しいのではないかと思います。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。
ほか、どうでしょうか。公益の方でも構いませんが。

○片桐委員

いいですか。

○亀野会長

はい。お願いします。

○片桐委員

私は行ってもいいのではないかと考えているのですが、この間、コロナ、コロナでいろんな点が停滞していて、現場の状況がよく見えていないということもあることと、先ほどどなたかおっしゃったように、非正規労働者の社会保険適用拡大がどんどん始まっている一方で、そのせいでなかなか熟練した労働者が育たないという話も聞いております。

それで、社会保険の拡大は立場上大賛成なのですが、それがほんとに実

態に適しているのかどうかという現場の声を聞くということもあってもいいのではないかと思います。

でも、労使の皆さんが消極的なので、行こう行こうと言ってもしょうがないのであれですけども、私の意見はそういうところです。

○亀野会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

行くほうがいいのかと思うけれども、それは皆さん多分同じだと思うのですが、コロナの状況があって、訪問先のいろいろご迷惑とか、そういうことも考慮しなければいけないというのが、多分、労使それぞれのご意見ではないかと思いました。

今のご意見を伺うと、今年度は難しいのではないかというのが特に労使それぞれのご意見かと思いますが、そんな感じでよろしいでしょうか。

結論的には、見送りということで。ちょっと残念な感じはありますけれども、これはコロナに代えられないので、来年度は来年度でまた検討させていただくということで、今年度は見送りということで、よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、今年度につきましても事業場視察の実施を見送るということで対応したいと思います。

○亀野会長

以上をもちまして、予定されていた議事に対する審議は終了いたしました。

今までの審議におきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○和田委員

1つだけよろしいですか。

○亀野会長

はい。和田委員、お願いします。

○和田委員

会場の関係なのですけども、コロナウイルスということではなくて、あくまでも会場のスペースですね。前に実は要請を行って、会場がやっぱり少ないということと、広い場所がなかなかないというような話も労働局からは聞いている

のですけれども、できるだけ、密になるという言い方は今の状態でいいのかどうか私は分からないのですけれども、会場を確保するという視点においては少しでも広い場所を確保していただいたほうがいいのではないかという要望だけ一応申し上げておきたいと思います。お願いいたします。

○亀野会長

事務局、よろしいでしょうか。
何かありますか。

○高橋労働基準部長

会場については、なるべく広いスペースをとという要望が事務局のほうにもございました。事務局としまして、限られた条件の中ですが、できるだけ努力していきたいと思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○亀野会長

はい。よろしいでしょうか。
ほか、何かございますでしょうか。
よろしいですか。
それでは、本日予定されておりました議事の審議を終了いたします。

○亀野会長

最後に、各委員に配付されている資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○杉山室長補佐

それでは、事務局より説明させていただきます。

まず、資料 3、7ページからとなります。令和4年度の北海道最低賃金の改正決定についての答申でございます。

次に、資料 4は北海道地方最低賃金審議会開催状況となっております。13ページが令和3年度、14ページは令和4年度となっております。

次に、資料 6は団体等から北海道労働局長宛ての要請となります。17ページからが日本労働組合総連合会北海道連合会からの要請でございます。23ページからは、北海道労働組合総連合からの要請でございます。25ページからは、全労働東北地方協議会及び全労働北海道地方協議会からの要請でございます。27ページからは、日本労働組合総連合会北海道連合会からの要請でございます。

次に、資料 7は令和4年度の特定最低賃金の改正決定についての答申でございます。29ページと30ページが処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業、31ページと32ページは鉄鋼業、33ページと34ページは電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、35ページと36ページ

ジは船舶製造・修理業、船体ブロック製造業となっております。

次に、資料 8は「北海道の最低賃金」というリーフレットでございます。

次に、38ページですが、資料 9は平成4年～令和4年までの北海道の地域別最低賃金額の推移。

39ページと40ページは資料 10、北海道の特定最低賃金額の推移でございます。

資料 11は北海道地方最低賃金審議会運営規程、資料 12は北海道地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程となっております。

次に、49ページからとなります。資料 15、レイバーレターでございます。これは、北海道労働局が本年5月30日に公表いたしました令和5年4月の雇用失業情勢でございます。

次に、16、59ページからとなります。これは、北海道経済産業局が本年5月18日に公表しております令和5年3月の経済指標を中とした北海道の経済概況でございます。

次に、資料 17、71ページからとなります。これは、日本銀行札幌支店が本年5月15日に公表しております令和5年4月の北海道の金融経済概況でございます。

次に、資料 18は各種リーフレットでございます。93ページ～96ページまでが令和5年度業務改善助成金、97ページと98ページは賃金引き上げ特設ページ、99ページと100ページは働き方改革推進支援センターとなっております。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

○高橋労働基準部長

すみません。

○亀野会長

事務局、お願いします。

○高橋労働基準部長

先ほどの資料の説明で、6の25ページですけれども、要請があったのが全労連東北地方協議会と全労連北海道地方協議会でしたので、そこだけ訂正させていただきます。

○亀野会長

はい。分かりました。ありがとうございます。

先ほどの配付資料の説明につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。直近の経済状況等もまとめていただきまして、これも審議の参考になるかと思っておりますので、本文に目を通していただければと思います。

よろしいでしょうか。

特にご質問、ご意見がないようですので、これをもちまして第1回の北海道地方最低賃金審議会を終了いたします。

第2回北海道地方最低賃金審議会は、7月7日・金曜日、合同庁舎10階会議室で開催いたしますので、日程の確保、今後の円滑な審議をよろしくお願いいたします。

なお、この後、休憩を挟みまして、この会場で第1回の運営小委員会を開催いたしますので、運営小委員会の委員の方々は引き続き参加をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上